

航空大学校の養成に関する検討会

規 約

(設置の目的)

第 1 条 今後の航空需要の増加・2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人の達成を支え、航空業界の持続的な発展を推進するため、航空機の運航に必要な航空整備士と操縦士の人材確保等の対策について検討する「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会」での議論の結果とりまとめられた「最終とりまとめ」において、操縦士に係る重点テーマの一つとされた、航空大学校の抜本改革を行うため、本検討会を設置する。

(本検討会の構成)

第 2 条 本検討会の構成は、別紙に掲げる委員で構成する。

(座長の任命等)

第 3 条 本検討会に座長を 1 名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本検討会を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じ、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

(本検討会の開催)

第 4 条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第 5 条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局安全部安全政策課に置く。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本検討会で定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和 7 年 4 月 22 日から施行する。

(別 紙)

航空大学校の養成に関する検討会

委 員 名 簿

(敬称略、順不同)

【有識者】

土屋 武司	東京大学大学院工学系研究科航空宇宙工学専攻 教授
牧野 友衛	Tools For Humanity 日本代表、J N T Oデジタル戦略 アドバイザー
関 利恵子	信州大学経法学部 教授
宇佐川 邦子	株式会社 インディードリクルートパートナーズ リ サーチセンター 上席主任研究員
小林 宏之	航空評論家

【関係団体】

定期航空協会 理事長

【国土交通省】

航空局 安全部長
安全部安全政策課長
安全部安全政策課 乗員政策室長・安全政策企画官
安全部安全政策課 首席航空従事者試験官